

とうきょうとしょうがいしゃけんりようご そうだんうけつけじょうきょうとう
東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等

1 ねんじすい
年次推移

へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこうご しょうがいしゃさべつ かか そうだんとう
平成28年4月の「障害者差別解消法」施行後、障害者差別に係る相談等を
とうきょうとしょうがいしゃけんりようご
「東京都障害者権利擁護センター」で受け付けている。
とうきょうとしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれい もと せっち こういきしえんそうだんいん どう
「東京都障害者差別解消条例」に基づき設置した広域支援相談員についても、同セ
ンターに配置し、相談対応業務等を行っている。

そうだんうけつけ 相談受付 けんすう 件数	へいせい ねん ごと 平成28年度		へいせい ねん ごと 平成29年度		へいせい ねん ごと 平成30年度			れいわがんねん ごと (令和元年度)
	へいせい ねん ごと 平成28年度		へいせい ねん ごと 平成29年度		が 月 4-9月	が 月 10-3月	けい 計	へいせい ねん ごと 平成31年度
	4-9月		10-3月		計			4-9月 (速報値)
	166	118	112	195	307		193	

2 へいせい ねん ごと
平成30年度受付状況

(1) そうだんけんすう
相談件数

() は平成29年度の数値

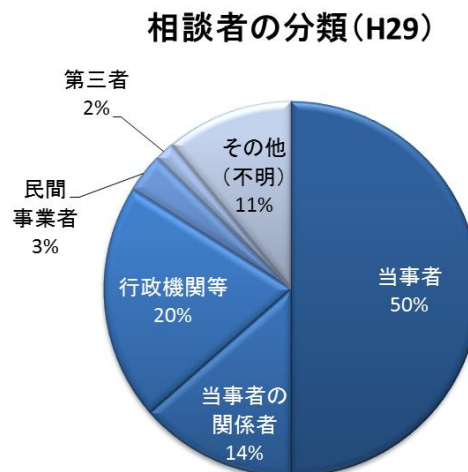
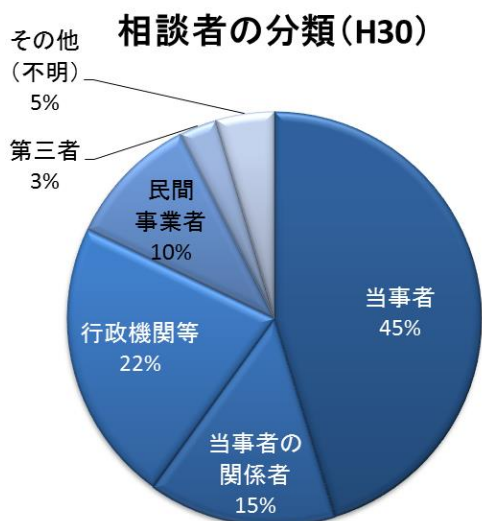
けんすう 件数	そうだんないよう 相談内容			ごう けい 合計
	ふとう さべつ 不当な差別	ごうりてきはいりよ 合理的配慮	そのた※ その他※	
	85	78	144	307
	(27)	(32)	(59)	(118)
わりあ 割合	28%	25%	47%	100%

※その他には、法の内容及び解釈、窓口案内、苦情や都の取組内容への質問を含む。

(2) 相談者の分類

() は平成29年度の数值

	当事者	当事者の 関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	その他 (不明)	合計
件数	139 (59)	45 (16)	68 (24)	32 (4)	9 (2)	14 (13)	307 (118)
割合	45% (50%)	15% (14%)	22% (20%)	10% (3%)	3% (2%)	5% (11%)	100% (100%)

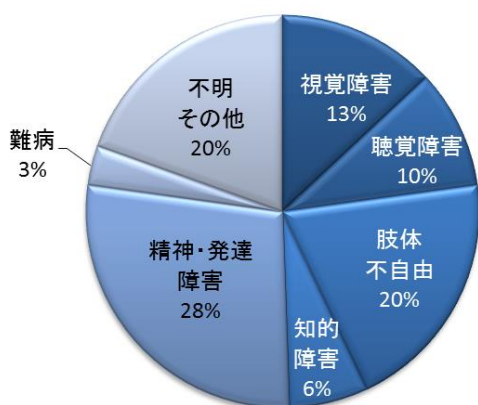


(3) 当事者の障害種別（「当事者の関係者」からの相談を含む。）

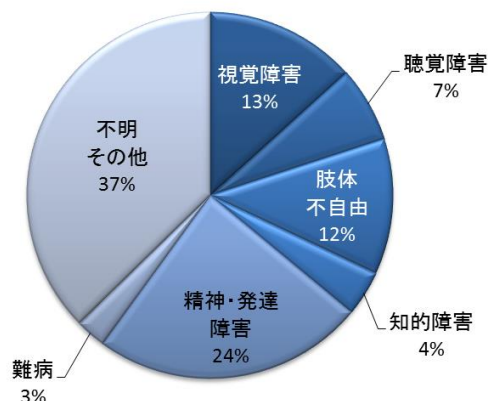
() は平成29年度の数值

	しかくしょうがい 視覚障害	ちょうかくしょうがい 聴覚障害	したいふじゆう 肢体不自由	ちてきしょうがい 知的障害	せいしん へつたつ 精神・発達	なんびょう 難病	ふめい 不明	た その他	ごうけい 合計
けんすう 件数	24 (10)	18 (5)	37 (9)	12 (3)	51 (18)	6 (2)	36 (28)	184 (75)	
わりあい 割合	13% (13%)	10% (7%)	20% (12%)	6% (4%)	28% (24%)	3% (3%)	20% (37%)	100%	

当事者の障害種別(H30)



当事者の障害種別(H29)

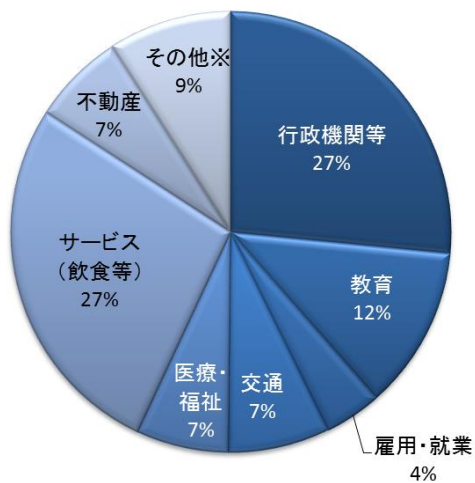


(4) 相談分野の分類

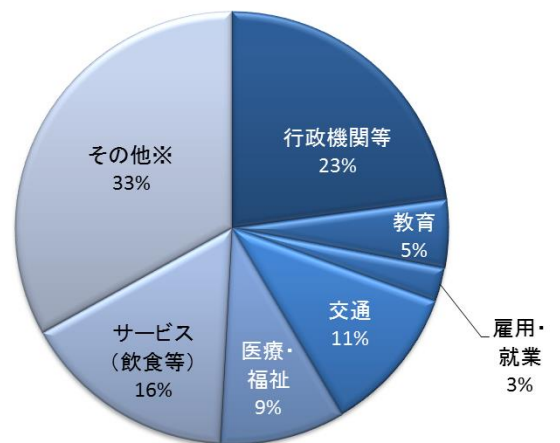
	件数		割合	
	件	数	割	合
行政機関等	82	(27)	27%	(23%)
教育	37	(6)	12%	(5%)
雇用・就業	13	(3)	4%	(3%)
交通	23	(13)	7%	(11%)
医療・福祉	21	(11)	7%	(9%)
サービス(飲食等)	84	(19)	27%	(16%)
不動産	21	(—)	7%	(—)
その他※	28	(39)	9%	(33%)
合計	309	(118)	100%	

※その他には、分野不明、私人関係、自身の状況への不安等を含む。
 ※複数の分野について相談があった場合は、それぞれ計上している。

相談分野の分類(H30)



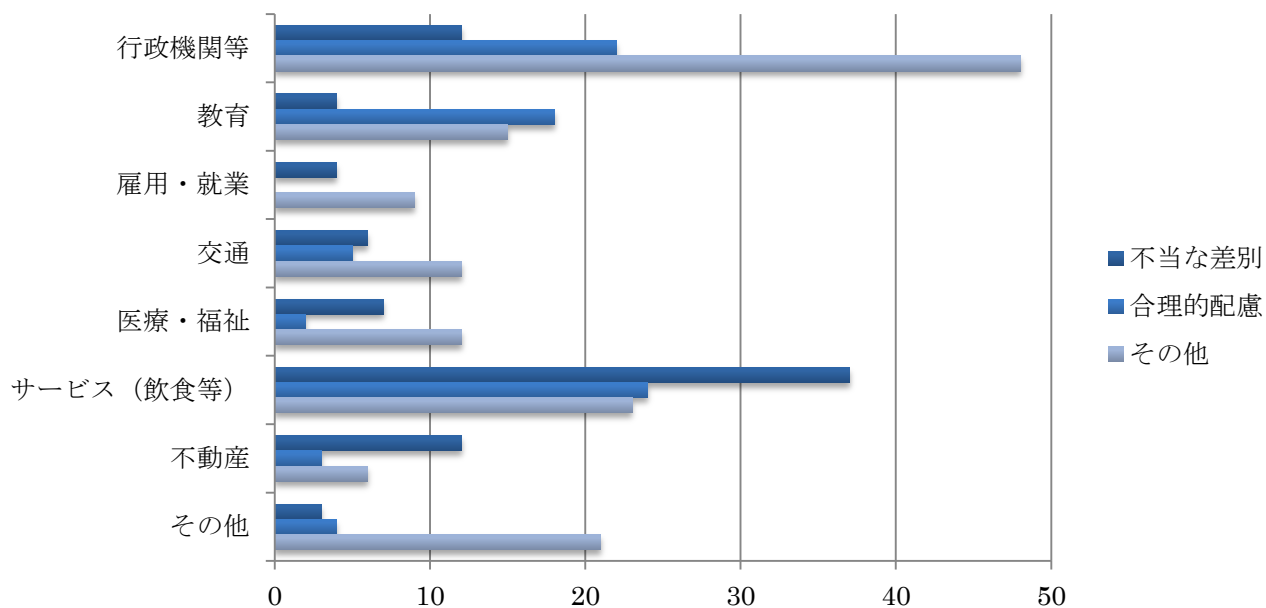
相談分野の分類(H29)



(5) 相談内容ごとの相談分野の分類

相談内容	相談分野			合計 (単位：件)
	不当な差別	合理的配慮	その他	
行政機関等	12	22	48	82
教育	4	18	15	37
雇用・就業	4	0	9	13
交通	6	5	12	23
医療・福祉	7	2	12	21
サービス（飲食等）	37	24	23	84
不動産	12	3	6	21
その他	3	4	21	28
合計	85	78	146	309

(単位：件)



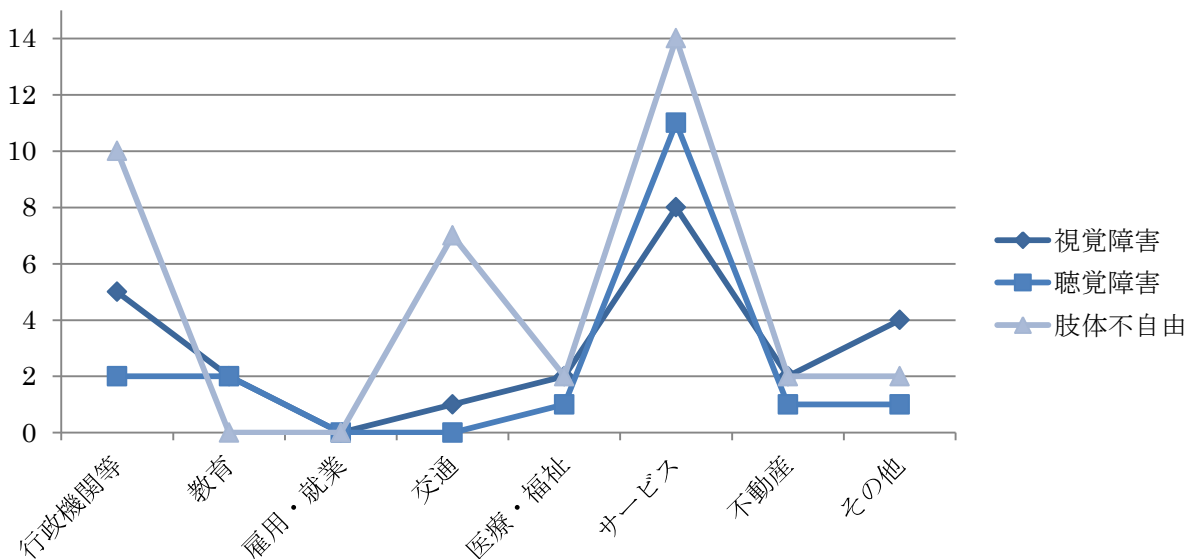
(6) 当事者の障害種別ごとの相談分野の分類（「当事者の関係者」を含む。）

(単位：件)

	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	計
視覚障害	5	2	0	1	2	8	2	4	24
聴覚障害	2	2	0	0	1	11	1	1	18
肢体不自由	10	0	0	7	2	14	2	2	37
知的障害	4	0	1	0	2	3	1	1	12
精神・発達障害	11	12	3	3	2	9	5	6	51
難病	3	1	0	1	0	1	0	0	6
不明その他	15	3	3	2	3	3	1	6	36
計	50	20	7	14	12	49	12	20	184

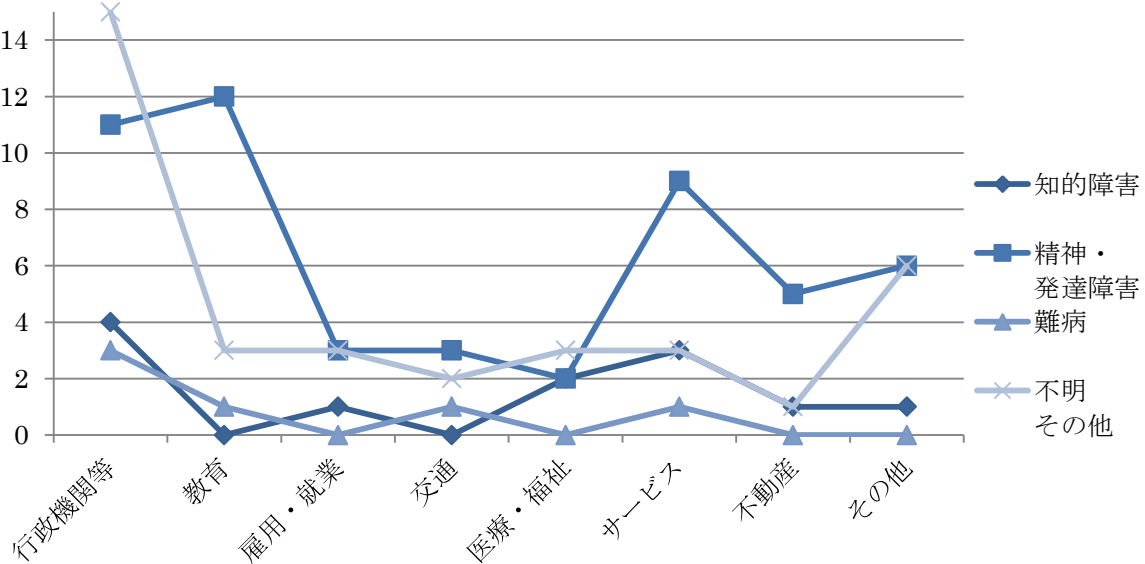
<視覚障害・聴覚障害・肢体不自由>

(単位：件)



知的障害・精神発達障害・難病・不明その他

(単位：件)



3 あっせん等の手続きに関する実績

(1) 紛争解決の仕組みについて

広域支援相談員が対応しても相談の解決が見込めないときは、紛争の当事者である障害者等は、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができ、知事は、必要と認める場合、調整委員会にあっせんを付託する。事業者が正当な理由なくあっせん等に従わない場合には、必要な措置を講じるよう勧告し、さらに、それに従わない場合、知事はその旨を公表できる。

(2) 実績 (平成30年10月から令和元年9月まで)

年度	申立て受理	審議中	あっせん	勧告	公表
H30	0	0	0	0	0
R1 (H31)	1	1	0	0	0

※H30は、平成30年10月～平成31年3月、R1 (H31)は、平成31年4月～令和元年9月までの実績。